

## 第三期藤井寺市子ども・子育て支援事業計画 ー策定の視点ー

### 1 第二期子ども・子育て支援事業計画の振り返り

「第二期藤井寺市子ども・子育て支援事業計画」におけるこれまでの市の取組、保護者へのニーズ調査の結果を踏まえた今後の方向性等につきましては、前回会議（第34回藤井寺市子ども・子育て会議）で説明させていただきました。

### 2 国の動向等

#### 「子ども・子育て支援法」に基づく基本指針の改正

「子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」に基づく基本指針に即して策定することとされています。令和4年6月の児童福祉法等の一部を改正する法律及び令和6年6月の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立したことを受け、基本指針が改正されました。

#### 「こども基本法」の施行、「こども大綱」の策定

令和5年4月1日に施行された「こども基本法」に基づき、こども政策を総合的に推進するため、令和5年12月に「こども大綱」が策定されました。「こどもまんなか社会」の実現に向け、以下の6本の柱がこども施策の基本的な方針として定められています。

- (1) こどもの今とこれからの最善の利益を図る
- (2) こども・若者、子育て当事者とともに進める
- (3) ライフステージに応じて切れ目なく支援する
- (4) 良好な成育環境を確保し、全てのこどもが幸せな状態で成長できるようにする
- (5) 若い世代の生活基盤の安定、若い世代の視点に立った結婚・子育てに関する希望を実現する
- (6) 施策の総合性を確保し、関係省庁、地方自治体、民間団体等との連携を重視する

### 3 第三期子ども・子育て支援事業計画 策定のポイント

上記2を踏まえた「こどもまんなか社会」の実現に向け、取組をより分かりやすく示すため、すべてのライフステージを通した縦断的な取組とともに、ライフステージ別でも取組を整理し、第三期事業計画の策定を進めます。